昭和四十九年政令第十五号

石油需給適正化法施行令

内閣は、石油需給適正化法(昭和四十八年法律第百二十二号)第二条第二項及び第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。 (石油製品の範囲)

第一条 石油需給適正化法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める炭化水素油及び石油ガス(液化したものを含む。)は、揮発油、灯油(ジェット燃料油を含む。)、軽油、重油及びプロパン、プロピレン、ブタン又はブチレンを主成分とするガス(液化したものを含む。)とする。

(使用期間) 第二条 法第七条第一項の政令で定める期間は、昭和四十九年二月から五月までの各月とする。 (使用限度量)

第三条 法第七条第一項第一号の政令で定める数量は、二千キロリットルとする。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 石油需給適正化法第二条第二項の石油製品の範囲を定める政令(昭和四十八年政令第三百六十七号)は、廃止する。
 - 附 則 (昭和四九年三月二七日政令第六五号)
 - この政令は、公布の日から施行する。
 - 附 則 (昭和四九年四月二四日政令第一三八号)
 - この政令は、公布の日から施行する。